

○経済産業省告示六十四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十四条第一号ムの規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十三日

経済産業大臣 甘利 明

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十四条第一号ムに規定する強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは、別表のとおりとする。

別表

- 一 パロム工業株式会社製 PH-81F
- 二 パロム工業株式会社製 PH-82F

- 三 パロマ工業株式会社製 PH-101F
- 四 パロマ工業株式会社製 PH-102F
- 五 パロマ工業株式会社製 PH-131F
- 六 パロマ工業株式会社製 PH-132F
- 七 パロマ工業株式会社製 PH-161F
- 八 パロマ工業株式会社製 PH-8号CF
- 九 パロマ工業株式会社製 PH-10号CF
- 十 パロマ工業株式会社製 PH-12号AF
- 十一 株式会社陽栄製作所製 S8S7
- 十二 株式会社陽栄製作所製 S8S7B
- 十三 株式会社陽栄製作所製 S8S8
- 十四 株式会社陽栄製作所製 S10S7
- 十五 株式会社陽栄製作所製 S10S7B

- 十六 株式会社陽栄製作所製 S 1 0 S 8
- 十七 株式会社陽栄製作所製 S 1 3 S 7
- 十八 株式会社陽栄製作所製 S 1 3 S 7 B
- 十九 株式会社陽栄製作所製 S 1 3 S 8
- 二十 株式会社陽栄製作所製 S F 7 - 1
- 二十一 株式会社陽栄製作所製 S 0 7 S 0 1
- 二十二 株式会社陽栄製作所製 S 0 8 S 0 1
- 二十三 株式会社陽栄製作所製 S 8 S 2
- 二十四 株式会社陽栄製作所製 S 8 S 3
- 二十五 株式会社陽栄製作所製 S 1 0 S 0 1
- 二十六 株式会社陽栄製作所製 S 1 0 S 0 2
- 二十七 株式会社陽栄製作所製 S 1 0 S 3
- 二十八 株式会社陽栄製作所製 S F 1 3 - 1

- 二十九 株式会社陽栄製作所製 S 1 3 S 0 1
- 三十 株式会社陽栄製作所製 S 1 3 S 0 2
- 三十一 株式会社陽栄製作所製 S 1 3 S 0 3
- 三十二 株式会社陽栄製作所製 S 1 3 S 4
- 三十三 株式会社陽栄製作所製 V 1 0 S 1
- 三十四 株式会社陽栄製作所製 V 1 0 S 2
- 三十五 リンナイ株式会社製 R U - 9 E F
- 三十六 リンナイ株式会社製 R U - 1 3 E F
- 三十七 鳥取三洋電機株式会社製 G B - F E 8 0 1